指定地域密着型サービス外部評価事業実施要領

株式会社astream alliance（アストリーム・アライアンス）(以下「当機関」という。)における認知症対応型共同生活介護事業所の外部評価の実施については、本実施要領に定めるところによる。

(地域密着型サービスの外部評価の目的と基本方針)

第１条　外部評価は、認知症対応型共同生活介護事業所(以下「事業所」という。)が提供しているサービスの内容について、第三者の立場から客観的視点で行われる外部評価の結果と、当該評価を受ける前に事業者が行う自己評価の結果を対比して、両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて、総括的な評価を行うことにより、事業者が提供するサービスの質の確保と向上を図ることを目的とする。

２　外部評価結果は、利用者がサービスを選択し、安心して利用を継続していくために必要な情報として活用されるよう広く公開するものとする。

(外部評価の申込み)

第２条　外部評価を受けようとする事業所は、当機関の定める方法により、申込みを行うものとする。

(外部評価契約)

第３条　当機関と事業所は、外部評価契約(様式１)を締結するものとする。

(外部評価の体系及び評価項目)

第４条　外部評価項目は、別添１に掲げるものとする。

２　評価を受ける事業所が複数のユニットで構成されている場合には、特別な事情がある場合を除き、評価手続きは、すべてのユニットについて行った上で、最終的な評価は、事業所全体を単位として行うものとする。

(外部評価審査委員会)

第５条　外部評価の実施に当っては、評価結果の公正中立性を確保するため、評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

２　審査委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1)　外部評価の審査及び審査結果の決定に関すること。

(2)　外部評価調査の監視に関すること。

(3)　評価結果の公表に関すること。

(4)　サービスの質の向上に資する評価結果の総合的分析及び研究に関すること。

(5)　その他審査委員会の目的達成に必要なこと。

３　審査委員会は、必要に応じて、当機関の代表者が招集する。

４　審査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

５　審査委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(審査委員会の構成)

第６条　審査委員会は、認知症介護に関する学識経験者、小規模多機能型居宅介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者、認知症高齢者の家族の代表者等の中から、６名以内の委員で構成し、当機関の代表者が委嘱する。

２　当機関の代表者は、委員の氏名、所属、役職等を公表するものとする。

３　委員は、自らが関係する認知症対応型共同生活介護に係る判定に関与してはならない。

(委員長及び副委員長)

第７条　審査委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員会を代表し、委員会の運営を統括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(評価調査員)

第８条　当機関に、次のいずれかに該当する者であって、香川県が認める評価調査員養成研修を修了した評価調査員を置く。ただし、現に、認知症対応型共同生活介護事業を運営し、若しくは事業所に勤務し、又は事業者により組織される団体の役職員である者は除く。

(1)　高齢者の福祉、医療又は保健分野における実務(相談援助業務を含む。)経験が３年以上ある者

(2)　高齢者の福祉、医療又は保健分野に関して相当の知識・経験を有すると認められる

者

２　評価調査員は、当機関の代表者が委嘱する。

(事務局)

第９条　当機関に外部評価業務に関する事務を行うため、事務局を置く。

２　事務局は、次に掲げる業務を行う。

(1)　評価審査員会の開催に関すること。

(2)　評価調査の調整に関すること。

(3)　外部評価を受ける事業者の募集及び書面調査に関すること。

(4)　外部評価について事業者への回答に関すること。

(5) 外部評価事業に係る情報開示に関すること。

(6)　その他外部評価に関する事務に関すること。

(外部評価の構成)

第１０条　外部評価は、複数の評価調査員(そのうち、主となる評価調査員を主任評価調査員とする。)により実施された書面調査及び訪問調査の結果を総合した上で、当機関の決定に基づき行う。

(書面調査)

第１１条　当機関は、事業者から外部評価の申し込みを受けた場合には、契約を締結し、評価手数料の受領を行った後に、「現況調査」と「自己評価調査」を行うため、次の書面の提出を求めるものとする。

(1)　事業所の運営概要が分かる書類

　　　運営規程、利用契約書、重要事項説明書、パンフレット、等

(2)　事業所のサービス提供概要が分かる書類

　　　介護計画書及び業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録、等

(3)　自己評価票

　　　県が定める自己評価項目について、当該事業所を設置、運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が計画作成担当者及び介護従業者と協議しながら実施した直近の自己評価結果について記載したもの。なお、複数のユニットを持つ事業所の場合、各ユニットごとに作成したもの。

(4)　その他必要と認める書類

　　　運営推進会議の議事録、等

２　上記の他、当機関は、評価を適切に行うための情報収集を目的とし、様式２により、事業所の利用者及び利用者家族等に対するアンケート調査を実施するものとする。アンケート調査を郵送で行う場合には、個人情報保護の観点から、評価を受ける事業者を通じて、利用者家族等アンケート用紙を配布し、直接当機関宛てに回答を求めるものとする。

(訪問調査)

第１２条　訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査員が事業所を訪問し、別添１の外部評価項目についての調査を行うことにより実施する。

２　訪問調査は、原則として１日間で行うものとし、当該事業所の運営状況の概要等について、評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行う。

３　評価調査員は、所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて、全体的な総括と確認を行い、訪問調査を終了する。

４　基準省令違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等、緊急を要する事項があった場合には、評価調査員は、当機関を通じて、市町及び県に通報するなど、適切に対応するものとする。

５　評価調査員は、当該事業所に到着後、直ちに、また、当該事業所退出前に、手洗い、うがい等感染症対策の措置を講ずることとする。

(評価結果の決定)

第１３条　主任評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、別添１に掲げる評価項目について、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞なく調査報告書(様式３)を当機関に提出する。

２　当機関は、調査報告書の提出を受けたときは、評価を受けた事業者に対して、郵送又は電子メールにより、調査報告書の写しを送付し、意見がある場合には、挙証資料を添付した上で、当機関が定める日までに提出することができる旨を告知する。

３　当機関は、前項の告知期間が経過した後に、第１項の調査報告書に基づき、当機関としての評価結果を決定する。

４　評価を受けた事業者から告知期間内に意見及び挙証資料の提出があったときは、これを参酌して、第１項の調査報告書の内容を検討し、当機関としての評価結果を決定する。

５　当機関は、第１項の調査報告書又は評価を受けた事業者から提出された意見と挙証資料について、専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、評価審査委員会(委員名簿:別添２)を開催するものとし、その審査結果を踏まえた上で、当機関としての評価結果を決定する。

(評価結果の通知等)

第１４条　当機関は、評価結果を決定したときは、評価を受けた事業所に通知するとともに、目標達成計画の提出を求め、自己評価及び外部評価結果と併せて、定められた様式及び方法に従い、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（ＷＡＭＮＥＴ）」に掲載する。

２　当機関が評価結果を評価を受けた事業所に通知する際は、当該事業所としての評価結果に関する事後の改善状況を「ＷＡＭＮＥＴ」に掲載する手続きについて、併せて情報提供するものとする。

（評価手数料等）

第１５条　外部評価の手数料の額は、事業所のユニット数、評価調査員数及び訪問調査日数に応じ、次に掲げる額とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ユニット数 | 評価調査員 | 訪問調査日数 | 手数料額 |
| １ユニット | ２名 | 原則として１日 | 　８２，０００円 |
| ２ユニット | ２名 | 原則として１日 | 　９２，０００円 |
| ３ユニット | ２名 | 原則として１日 | １０２，０００円 |
| ４ユニット | ２名 | 原則として１日 | １１２，０００円 |

（評価業務中止に係る精算の取扱い）

第１６条　外部評価業務委託事業者の都合又は災害等の特別な事情により評価業務を中止したときは、当機関は、当該事業者に対して収納済みの評価手数料のうち次に掲げる額の金銭を返還する。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価業務中止の確定時期 | 返　　還　　額 |
| 訪問調査実施日の３日前まで | 評価手数料の半額に相当する額 |
| 訪問調査実施日の２日前以降 | 申込者の都合による場合 | 返還しない |
| 災害等の特別な事情による場合 | 評価手数料の４分の１に相当する額 |

（秘密の保持）

第１７条　当機関は、第１２条第４項に規定する場合等の正当な理由がない限り、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

２　評価調査員及び評価調査員であった者は、第１２条第４項に規定する場合等の正当な理由がない限り、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（県に対する報告）

第１８条　当機関は、外部評価を行った後、評価を実施した評価調査員の氏名、評価手順、評価結果について、県に対し報告するものとする。

（その他）

第１９条　この実施要領は、評価を受ける事業者の求めに応じて、開示するものとする。

２　この実施要領に定めるもののほか、外部評価に関し必要な事項は当機関の代表者が別に定める。

附則

この実施要領は、平成２７年３月１日から施行する

この実施要領は、平成２７年４月１日から施行する

(別添１)　自己評価及び外部評価の評価項目

(別添２)　地域密着型サービス評価審査委員会委員名簿